

## 電気通信事業の地域的展開

折本 慶子

日本の電気通信産業は1980年代の半ばから多くの制度改革が行われてきた。1985年のテレコム改革によって「電気通信事業法」と「日本電信電話株式会社法」が施行され、それまでの電電公社による法的独占が崩れ電気通信事業分野への競争原理導入、電電公社の民営化が行なわれた。また、情報通信技術の高度化は競争原理導入の背景でもあるとともに、産業構造の変化に伴う多種多様な電気通信のニーズに応え、新たな産業へのインパクトを与えつつある。今後の経済活動や国民生活の様々な側面で通信サービスが極めて重要な役割を果たし、情報通信ネットワークが重要なインフラストラクチャとして機能することが考えられる。このような状況をふまえ、第一種電気通信事業を対象として、日本の電気通信事業の変遷とその地域的展開の現状を把握するとともに、中央省庁や地方自治体により進められている地域情報化の動向を埼玉県を事例として考察することが本論文の目的である。

電気通信事業は、①電気通信サービスの公共性、②自然独占性、③電気通信ネットワークの技術的統一性という特徴から、当初より国営事業として法的独占の体制にあった。昭和50年代の初めまで「積滞」状態が長期間続いたが、電話局への自動交換機の導入によりその状況は徐々に改善され、ダイヤル直通地域が急速に拡大していった。「積滞」状態の解消は電電公社の存在意義を問い直す議論を呼び、電話料金の高さの問題ともあい

まって、競争原理導入を求める声が高まり、昭和60年に電気通信事業法が施行された。NTTの民営化と新電電の誕生は、郵政省の政策もあって、通信料金の低下をもたらした。また、移動体通信市場が急速に成長し、サービスエリアを拡大している。

新電電の長距離系事業者3社はいずれも需要の多い東京-名古屋-大阪の東海道ルートから、専用線サービスおよび市外通話サービスを開始し、徐々に全国にサービスエリアを拡大している。また、地域系事業者のTTNetは専用線を主体に首都圏でサービスを提供している。

日本の地域情報化政策は地域開発政策との関連を深めながら重要性を増してきた。1980年代以降、情報通信ネットワークの構築が重要な政策課題として掲げられるようになり、中央省庁および地方自治体による地域情報化の具体的施策がいくつかの地域で推進されている。埼玉県では「彩の国情報ネットワーク」構想により、県・市町村間および県・文化施設間における広域的な情報通信ネットワークを整備し、行政情報の提供、収集、さらには交換できる情報システムを構築しようとしている。

情報通信事業の多様化は今後ますます進展し、いっそう重要な産業になると思われる。しかしその過程ではさらに乗り越えるべき問題があり、マルチメディア化へ向けての課題となるであろう。